第　号議案

大阪府立藤井寺工科高等学校における生徒のいじめに係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

大阪府立藤井寺工科高等学校における生徒のいじめに関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、民事訴訟法（平成８年法律第109号）第89条の規定により和解する。

令和３年２月25日提出

大 阪 府 知 事　　吉　　村　　洋　　文

１ 損害賠償の額　1,500,000円

２ 和解の相手方及び内容

2-27

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相 手 方 住 所 | 氏　　名 | 内　　　　　　　　　　　容 |
| 藤井寺市 | 徐　　由貴 | １　大阪府は、相手方に対し、大阪府立藤井寺工科高等学校（以下「本件学校」という。）において発生した生徒のいじめに関し、本件学校が相手方の子である生徒の障害の特性に対する十分な配慮を行わなかったこと、いじめであるとの認識を持てなかったこと及び当該生徒の亡くなった直後に当該生徒が亡くなったことをいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に定める重大事態と考えなかった結果として調査の開始が遅れたことについて謝罪する。  ２　大阪府は、相手方に対し、本件学校における生徒のいじめに関する損害賠償金として、金1,500,000円の支払義務があることを認める。  ３　大阪府は、相手方に対し、２の金員を、相手方が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、大阪府の負担とする。  ４　大阪府は、本件学校において発生した生徒のいじめについて大阪府立学校いじめ防止対策審議会が「いじめ重大事態に係る調査報告書」において行った提言を真摯に受け止め、再発防止に努める。  ５　相手方は、その余の請求を放棄する。  ６　訴訟費用は、各自の負担とする。  ７　相手方と大阪府は、本件事件に関し、１から６までに定めるもののほか、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。 |